

## 鎌倉市 週休2日確保工事実施要領

### 1. 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、鎌倉市が発注する工事の工事現場における週休2日を確保する工事（週休2日確保工事）を実施するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 発注方式

工事現場で現場閉所日を設ける「現場閉所」による週休2日に取り組むことを、発注者が指定する方式とする。

### 3. 対象工事

原則として全ての工事を週休2日確保工事の対象とする。ただし、特に緊急を要する災害復旧工事等は、週休2日確保工事の対象としない。

### 4. 用語の定義

#### (1)通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

#### (2)月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

#### (3)完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、現場閉所日を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

なお、1週間の定義は、「土曜日から金曜日まで」又は「月曜日から日曜日まで」を基本とするが、工事の実情に応じて、工事着手前に受発注者間で協議した上で1週間の定義を決定することができるものとする。

#### (4)4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

#### (5)現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

#### (6)現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

## (7)対象期間

週休2日確保工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間など、発注者が認めた期間については、その都度、監督職員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

## (8)現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

分離発注工事における現場閉所日の取り扱いについては、受発注者間で協議するものとする。

## 5. 週休2日の達成判断

### (1)通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が、28.5% (8日/28日)以上となる状態をいう。

### (2)月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で現場閉所率が、28.5% (8日/28日)以上となる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上の水準に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

### (3)完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週(4.(3)における1週間の定義に同じ)において、土曜日及び日曜日に現場閉所されている状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週に土曜日及び日曜日がある場合は土曜日及び日曜日を現場閉所とし、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

## 6. 週休2日確保工事の実施

### (1)週休2日確保工事实施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を

監督職員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙1）を、翌月の5日までに監督職員に提出する。

エ 受注者は、原則として、工事しゅん功届の提出前に、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙1）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙2）を作成し、監督職員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日に取り組む工事である旨を明示する。

#### (2) 工事成績評定への反映

完全週休2日を達成した場合には、工事成績評定を1点加点する。

なお、月単位の週休2日が達成できなかった場合でも減点を行わず、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、1点減点する。

#### 7. その他

「現場閉所実績報告書」（別紙1）、「現場閉所履行報告書」（別紙2）及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

#### 附則

この要領は、令和7年7月1日以降に公告する週休2日確保工事に適用する。

#### 附則

この要領は、令和8年4月1日以降に公告する週休2日確保工事に適用する。

#### 附則

この要領は、令和8年7月1日以降に公告する週休2日確保工事に適用する。